

令和 6年度第17号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に係る経緯

1 令和 5年 9月25日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

名古屋市教育委員会の教職員課にあります私の特別な立場を証明（正しくは小学校が皇后の書類で教員に戻す教員の証明）を私自身の立場の証明であるのにもかかわらず出さないことで私が教育の世界で起きている困難な状況が解決しないため早期に出て下さい。（以下「本件保有個人情報」という。）

2 同月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査求人に通知した。

本件保有個人情報を作成又は取得していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

3 同年10月 5日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 保有個人情報開示請求は審査請求人の特別な立場（小学校が皇后の書類で教員に戻す教員）を証明するものであり、icloudの説明では「他の学校から私が皇后の書類で教員に戻す人であるという届け」「課長は課の印を押して出せば出せます」というものである。

(2) 審査請求人はこの特別な立場を以下の 3点で確認している。

ア ○○○○小○○校の公開授業参加申し込み。

イ ○○文化小劇場の掲示校に審査請求人のボランティア教室の案内の中に紹介として記入。

ウ 19小学校勤務校の学区に各30軒程この立場でいさつ回り終了。

その折に教育委員会教職員課認定を教委認定という言葉で記して 3点とも申請なりごあいさつをしている。○○○○小は、通常現在公立学校教員関係者しか授業見学できない。審査請求人は実質は公立学校で現在働いていない。この特別な立場を認められて授業見学し意見交換会でも発言している。同所の授業見学も同様である。 3点とも教委認定で確認が教職員課で取れる形にしてあったものである。

(3) 実施機関、教職員課担当は審査請求人の述べた理由を記しており、それらを「審査請求人の想像によるものであって」と記しているがそれらは全て愛知の教育天皇の行事icloudによる審査請求人という教員の人間に対する攻撃による伝承である。

(4) この情報を教職員課担当は教員であることから知っていて（攻撃より）又は公言していて審査請求人へのこの対応は成り立たない。それとは別にこの審査請求人の特別な立場の教員を意味する証明が他の学校から教職員課に提出された事実について、審査請求人は請求以前に何回も教職員課担当に証明書として出すことを請求しているが 1回もその存在を否定していない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

審査請求人は、該当の個人情報が開示されない点について、本件処分を縷々論難している。しかしながら、審査請求人の述べる理由はいずれも審査請求人の想像によるものであって、該当する保有個人情報の存在を推認させる具体的な事実は一切述べられておらず、本件保有個人情報が存在していると認めるに足りる主張はなされていない。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、

個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本事案を判断する。

3 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、「名古屋市教育委員会の教職員課にあります私の特別な立場を証明（正しくは小学校が皇后の書類で教員に戻す教員の証明）を私自身の立場の証明であるのにもかかわらず出さないことで私が教育の世界で起きている困難な状況が解決しないため早期に出て下さい。」というものである。

4 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件保有個人情報を教職員課担当は教員であることから知っていて又は公言しているので、本件保有個人情報があるはずと主張しているため、この点について判断する。

(2) 実施機関は、審査請求人の主張に対し、以下のとおり説明している。

ア 本件保有個人情報を作成又は取得しておらず、開示の対象となる保有個人情報が存在しないことから、本件処分を行った。

イ 審査請求人の述べる理由は、いずれも審査請求人の想像によるものであって、該当する保有個人情報の存在を推認させる具体的な事実は一切述べられておらず、本件保有個人情報が存在していると認めるに足りる主張はなされていない。

(3) 審査請求人の主張は本件保有個人情報が存在する具体的な根拠に関する主張等に乏しく、他にこれを覆すに足りる事情も認められないことから、本件保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

5 したがって、本件保有個人情報は不存在であることを理由として行った実施機関による不開示決定は妥当であると言える。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 5年11月20日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月20日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月19日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
12月20日 (令和 6年度第 9回)	調査審議
令和 7年 1月17日 (令和 6年度第10回)	調査審議
2月 6日	答申